

久喜市議会
令和4年11月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 75 号	令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号） について	1
議案第 76 号	令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 号）について	2
議案第 77 号	令和 4 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）について	3
議案第 78 号	令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	4
議案第 79 号	久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改 正する等の条例	5
議案第 80 号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例	24
議案第 81 号	久喜市行政評価委員会条例の一部を改正する条例	28
議案第 82 号	久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正 する条例	29
議案第 83 号	久喜市保育所条例の一部を改正する条例	33
議案第 84 号	久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例	34
議案第 85 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	35
議案第 86 号	第 2 次久喜市総合振興計画基本構想及び同前期 基本計画について	36
議案第 87 号	第 2 次久喜市環境基本計画について	37
議案第 88 号	第 3 次久喜市地域福祉計画について	38
議案第 89 号	久喜市都市計画マスタープランの一部改定につ いて	39
議案第 90 号	第 3 期久喜市教育振興基本計画について	40
報告第 13 号	賃貸借契約の締結の報告について（LAN・イ ンターネット分離システム用機器賃貸借）	41

議案第 75 号

令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第76号

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 77 号

令和 4 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和4年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 78 号

令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和4年度久喜市水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第79号

久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(久喜市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市職員の定年等に関する条例(平成22年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、

同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)第7条の2第1項又は久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場

合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 第2条 久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 第3条 久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成22年久喜市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 久喜市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(久喜市職員の分限に関する条例の一部改正)

- 第4条 久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 3 当分の間、次の各号に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

- (1) 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)附則第13項の措置
 - (2) 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)附則第3項の措置
 - (3) 前2号に掲げる措置に相当するもので規則その他の規程で定めるもの
- 4 前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(久喜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成22年久喜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第2項第23号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 久喜市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異

動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 久喜市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第12項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第4項の項を削る。

第18条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条の9の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「市規則の定める」を「市規則で定める」に改め、同条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項中「を超える」を「から59歳までの」に改め、同条中第12項を削り、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 60歳を超える職員については、第6項の規定にかかわらず、昇給しない。

第4条に次の1項を加える。

13 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の4第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の7第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の9の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第3項から第11項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した日後における給料月額に係る経過措置)

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第15項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 久喜市職員の定年等に関する条例(平成22年久喜市条例第30号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 久喜市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤

務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 15 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第17条の4第5項（第17条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第9条の2第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計並びに」と、第17条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他の附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基礎給料月額						
	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に改める。

第6条第1号中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同条第2号中「以下」の次に「この号及び次号において」を加える。

第15条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(職員の給料に関する特例措置)

- 3 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(次項において「特定日」という。)以後、管理者が定める額とする。
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(次項において単に「他の職への降任等」という。)をされた職員であって、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。
- 5 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正)

第10条 久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第17条の8第1項」を「第17条の9」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 久喜市職員の再任用に関する条例(平成22年久喜市条例第31号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(久喜市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の久喜市職員の定年等に関する条例(平成22年久喜市条例第30号(以下「旧定年条例」という。))第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の久喜市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。))第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を

超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市規則で定める職にあっては、市規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(久喜市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であ

って、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である

場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が加入する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場

合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(久喜市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該

市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条から附則第20条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年久喜市条例第 号附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第13条 暫定再任用職員のうち暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)に対する第3条の規定による改正後の久喜市公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年久喜市条例第 号附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用される職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

(久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

新勤務時間条例の規定を適用する。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の久喜市職員の育児休業等に関する条例(以下この条において「新育児休業条例」という。)第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第8条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第13項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第17条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される久喜市一般職職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

第19条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される久喜市一般職職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第12条第2項の規定を適用する。

第21条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。

第22条 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職

員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年久喜市条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第23条 久喜市一般職職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項、第8条、第9条、第9条の3並びに新給与条例第4条第4項、第6項及び第8項から第12項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第24条 附則第16条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げに関する必要事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第80号

久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「総合政策部」に、「財政部」を「総務部」に、「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改め、建設部の項の前に次のように加える。

子ども未来部

第2条の表総務部の部及び財政部の部を次のように改める。

総合政策部

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 市長の指定する政策に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 市の予算及び財政全般に関すること。
- (6) 契約事務に関すること。
- (7) 情報化政策及び電子計算システムに関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 市有財産の活用に関すること。

総務部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 議会及び市の一般行政に関すること。
- (3) 文書及び例規に関すること。
- (4) 市有財産の管理に関すること。
- (5) 検査に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。
- (7) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (10) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (11) その他、他の部に属さないこと。

第2条の表市民部の部中(8)の項を削り、(9)の項を(8)の項とし、同表健康・子ども未来部の部を次のように改める。

健康スポーツ部

- (1) 保健予防に関すること。

- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (5) 国民健康保険に関すること。

第2条の表建設部の部の前に次のように加える。

子ども未来部

- (1) 児童福祉及び保育に関すること。
- (2) 青少年健全育成に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)
- 2 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。
第21条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市新市基本計画推進協議会条例の一部改正)
- 3 久喜市新市基本計画推進協議会条例(平成22年久喜市条例第236号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市総合振興計画審議会条例の一部改正)
- 4 久喜市総合振興計画審議会条例(平成22年久喜市条例第237号)の一部を次のように改正する。
第9条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市行政評価委員会条例の一部改正)
- 5 久喜市行政評価委員会条例(平成25年久喜市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第9条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市立地域交流センター条例の一部改正)
- 6 久喜市立地域交流センター条例(平成22年久喜市条例第184号)の一部を次のように改正する。
第3条中「財政部アセットマネジメント推進課」を「総務部庶務課」に改める。
(久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例の一部改正)
- 7 久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例(令和元年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

- 第7条中「財政部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市休日夜間急患診療所条例の一部改正)
- 8 久喜市休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)の一部を次のように改正する。
第16条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。
(久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)
- 9 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年久喜市条例第147号)の一部を次のように改正する。
第8条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。
(久喜市地域医療推進協議会条例の一部改正)
- 10 久喜市地域医療推進協議会条例(平成22年久喜市条例第246号)の一部を次のように改正する。
第9条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。
(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 11 久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。
第8条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。
(久喜市健康増進・食育推進会議条例の一部改正)
- 12 久喜市健康増進・食育推進会議条例(平成29年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。
第9条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。
(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)
- 13 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。
第8条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。
(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)
- 14 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。
第23条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。
(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)
- 15 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。
第9条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和5年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、設置部の変更並びに分掌事務の変更について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 1 号

久喜市行政評価委員会条例の一部を改正する条例

久喜市行政評価委員会条例(平成25年久喜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「8人」を「13人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市行政改革推進委員会条例の廃止)
- 2 久喜市行政改革推進委員会条例(平成23年久喜市条例第2号)は、廃止する。
(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表行政改革推進委員会の項を削る。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市行政評価委員会の組織を改める改正等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第82号

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に資する」の次に「とともに、生涯学習の推進を図る」を加える。

第2条の表を次のとおり改める。

名称	位置
久喜市久喜中央コミュニティセンター	久喜市久喜中央4丁目7番7号
久喜市青葉コミュニティセンター	久喜市青葉1丁目2番地1
久喜市久喜南コミュニティセンター	久喜市北青柳51番地2
久喜市清久コミュニティセンター	久喜市上清久1489番地2
久喜市久喜東コミュニティセンター	久喜市久喜東1丁目27番20号
久喜市菖蒲コミュニティセンター	久喜市菖蒲町新堀38番地
久喜市森下コミュニティセンター	久喜市菖蒲町下栢間5495番地2
久喜市栗橋中央コミュニティセンター	久喜市栗橋中央2丁目7番1号
久喜市栗橋コミュニティセンター	久喜市中里1048番地1
久喜市鷺宮中央コミュニティセンター	久喜市鷺宮6丁目1番4号
久喜市鷺宮東コミュニティセンター	久喜市桜田3丁目10番地2
久喜市鷺宮西コミュニティセンター	久喜市中妻785番地2

第4条の表を次のとおり改める。

施設名	休館日
久喜市久喜中央コミュニティセンター	(1) 毎月第2木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市青葉コミュニティセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市久喜南コミュニティセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市清久コミュニティセンター	(1) 毎月第4木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市久喜東コミュニティセンター	(1) 毎月第3木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

	の日
久喜市菖蒲コミュニティセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市森下コミュニティセンター	(1) 毎月第3月曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市栗橋中央コミュニティセンター	(1) 毎月第3金曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市栗橋コミュニティセンター	(1) 毎月第2木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市鷲宮中央コミュニティセンター	(1) 毎月第4月曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市鷲宮東コミュニティセンター	(1) 毎月第2水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
久喜市鷲宮西コミュニティセンター	(1) 毎月第3水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日

別表中5の表を11の表とし、4の表を10の表とし、同表の前に次の表を加える。

9 久喜市鷲宮中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
会議室1	200円
小会議室	100円
大ホール	200円
実習室	200円
会議室2	200円
和室	100円
創作室	200円

別表中3の表を8の表とし、同表の前に次の2表を加える。

6 久喜市森下コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
第1会議室	100円
第2会議室	100円
講堂	200円
和室	200円
調理室	100円
工作室	100円

7 久喜市栗橋中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
A101号室	4時間まで100円とし、連続した4時間を超え

	る時間が2時間を増すまでごとに100円を加算した額
A102号室	100円
和室会議室	100円
研修室	100円
調理実習室	100円
ミーティングルーム	4時間まで100円とし、連続した4時間を超える時間が2時間を増すまでごとに100円を加算した額
体育館	全面使用300円、半面使用150円

別表中2の表を5の表とし、同表の前に次の表を加える。

4 久喜市久喜東コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
集会室	200円
創作室	200円
和室1・2	100円
研修室1	100円
研修室2	100円
研修室3	100円
調理実習室	200円

別表中1の表を次のように改める。

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
集会室	200円
研修室1	100円
研修室2	100円
和室	100円
料理室	100円
視聴覚室・音楽室	200円
創作室	100円

別表中1の表を3の表とし、同表の前に次の2表を加える。

1 久喜市久喜中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
大集会室	200円
研修室1	100円
研修室2	100円
研修室3	100円
研修室4・5	200円
研修室6	100円
会議室1・2	200円
会議室3	100円
会議室4	200円
会議室5	200円
和室1・2	200円

視聴覚室	200円
創作室	200円

2 久喜市青葉コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
会議室1・2	200円
会議室3	100円
和室1・2	100円
実習室	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市公民館条例の廃止)
- 2 久喜市公民館条例(平成22年久喜市条例第98号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前の久喜市公民館条例第2条に規定する公民館の利用であって、施行日以後のものに関し前納された使用料は、この条例による改正後の久喜市コミュニティセンター条例第2条に規定する相当施設の利用に係る使用料とみなす。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公民館をコミュニティセンターに変更し、更なる利便性の向上を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 3 号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。
第2条の表久喜市立あおば保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立あおば保育園を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 4 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立しずか学童クラブの項中「30人」を「50人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提 出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立しずか学童クラブの定員を変更したいので、この案を提出するものがあります。

議案第 85 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第76項金額の欄ア(イ)中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ア(ウ)中「(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ(ウ)において「基準」という。)Iの第2の2の2—3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。bからgまで及び第78項ア(ウ)において同じ。)」を削り、同欄イ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(ウ)中「(基準Iの第2の2の2—3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第78項イ(ウ)において同じ。)」を削り、同表第78項金額の欄ア(イ)及びイ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の改定をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 86 号

第 2 次久喜市総合振興計画基本構想及び同前期基本計画について

第2次久喜市総合振興計画基本構想及び同前期基本計画を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の行政運営を総合的かつ計画的に行うため、第2次久喜市総合振興計画基本構想及び同前期基本計画を定めたく、久喜市自治基本条例第11条第1項及び久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

第 2 次久喜市環境基本計画について

第2次久喜市環境基本計画を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市環境基本条例に基づき、第2次久喜市環境基本計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 88 号

第 3 次久喜市地域福祉計画について

第3次久喜市地域福祉計画を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次久喜市地域福祉計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 89 号

久喜市都市計画マスタープランの一部改定について

久喜市都市計画マスタープランの一部を別冊のとおり改定することについて、議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

第2次久喜市総合振興計画の策定等に伴い、久喜市都市計画マスタープランの一部を改定したく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第90号

第3期久喜市教育振興基本計画について

第3期久喜市教育振興基本計画を別冊のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、第3期久喜市教育振興基本計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

報告第13号

賃貸借契約の締結の報告について（LAN・インターネット分離システム用機器賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の名称 | LAN・インターネット分離システム用機器賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 賃貸借契約期間が満了するLAN・インターネット分離システム用機器を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 63,822,000円
（月額1,063,700円） |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱HCキャピタル株式会社
執行役員 安 栄 香 純 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和4年10月3日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで |

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一